

みよし市と国立大学法人愛知教育大学との連携協力に関する包括協定書

みよし市と国立大学法人愛知教育大学（以下「両者」という。）は、協定尊重の理念のもとに相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、相互に連携を密にして多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携の下、教育研究、生涯学習、文化、スポーツ、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、次の事項について連携協力する。

- （1）教育研究、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関すること。
- （2）安全で安心な住みよいまちづくりに関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）その他両者が必要と認めること。

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、両者の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 3月26日

みよし市
代表者 みよし市長

国立大学法人愛知教育大学
代表者 学長

大塚和夫

松田正久